

竹原市民生都市建設委員会

平成30年6月15日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第51号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第52号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

(その他)

- 1 閉会中の継続審査（調査）について

(平成30年6月15日)

出席委員

氏 名	出 欠
宮 原 忠 行	欠 席
竹 橋 和 彦	出 席
今 田 佳 男	出 席
高 重 洋 介	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
山 元 経 穂
堀 越 賢 二
川 本 円
井 上 美 津 子
大 川 弘 雄
脇 本 茂 紀

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇

午前9時54分 開会

副委員長（竹橋和彦君） ただいまの出席議員は6名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） おはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、委員会を開催していただきありがとうございます。

本日は、条例改正案の議案第51号と議案第52号の議案につきまして説明をさせていただきます。皆様方におかれましても慎重に審議していただきますようよろしくお願いいたします。

副委員長（竹橋和彦君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は以後座ったままで行っていただいても結構です。

議案第51号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第51号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料の59ページをお開きください。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所等との連携及び食事の提供の特例に関する基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。改正の内容としましては、厚生労働省令の改正内容にあわせ、一定の要件を満たす場合には小規模保育事業、A型事業者等を確保することをもって、代替保育の提供に関わる連携施設を確保することに代えることができることとともに、食事の提供の特例について、対象となる搬入施設に保育所等から調理業務を受託している事業

者のうち、一定の要件を満たす事業者を追加するというものでございます。

家庭的保育事業等でございますが、4事業類型あります。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業となっております。保育実施の場所は保育者の居宅あるいはその他の場所ということになっております。小規模保育事業につきましては、認可定員は6から19名、これがA型、B型と分かれております。また、6から10名の部分につきましてはC型という形でなっております。この職員数の配置でございますが、A型につきましては保育所基準にプラス1名ということで、職員資格は保育士、またB型につきましては保育所基準プラス1名につき、2分の1以上の保育士が必要ということになっております。C型に対しましては3対1の職員数ということで、職員資格は家庭的保育者ということになっております。また、家庭的保育事業というものがあまして、これは認可定員が1から5名という形になっております。職員数はC型と同じように3対1、また家庭的保育者という形になっております。

続いて、事業所内保育事業でございますが、これは事業主体が事業主となっております。保育実施場所は事業所ということで、20人以上は保育所基準でやっていただくと、19人以下は小規模保育事業者A、Bと同様ということになりますので、保育所基準プラス1名あるいは保育士という形になります。それで、認可事業者でゼロ歳から2歳までを見ていただくという形になります。保育支援、代替保育卒業後の受け皿としまして、保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として確保しているということになっております。それに加えて、代替保育に関わる連携施設の確保の例外といたしまして、小規模保育事業A型事業者、これがA型、B型事業所内を連携協力として確保することで足りるという形で改正になっております。

もう一つの家庭的保育事業者等に食事を搬入できる事業者の追加という部分でございますが、これは原則自園内で調理をした食事を提供することとなっております。例外として、連携施設、家庭的保育事業者等と同一の法人が運営する事業者等、これは社会福祉施設とか医療機関等になります、からの食事搬入が認められております。このうち、家庭的保育事業者が家庭的保育事業者の居宅で家庭的保育事業を行っている場合に限り、保育所、幼稚園、認定こども園から調理業務を受託している事業者のうち、次の要件を満たす場合食事の搬入が可能ということになります。その要件でございますが、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有しているか、あるいは年齢及び発達の段階、並びに健康状態等に応じた食事の提供ができるかという形になります。現在、竹原市において

この家庭的保育事業者等はないということになっております。

施行日ですが、公布の日ということで、根拠法令は児童福祉法第34条の16でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

副委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いします。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと今の説明を受けて、要するに今回保育所との連携ということと食事の提供の特例の基準ということが、簡潔に説明があったわけですが、昨日ですかね、テレビで報道されて、前置きをちょっと言っとくと保育所の課題と申しますか、それが昨日もテレビで報道されて、保育士が足りないとかということに関わってなのですけども、それでやっぱり潜在的そういう保育士、資格を持った人はいるのだけでも働けないと申しますか、そういう人がたくさんいるよということで、そこで報道されていたのは、何がポイントかということ、保育士の労働条件をいかに改善するかということが一番最大の課題ということで僕は受けとめました。

これはちょっと規模が違って小規模とかそのいろんなことに関わるのであるし、先ほど課長から説明あったように、竹原市には直接そういった対象事業がないということでありまして、仮にこういうことが竹原市で行った場合、一番我々関心があるというか保護者から見ても一番大切なところは、やっぱり今までと保育のサービスの質がこの改定によって1歩でも2歩でもよくなる場所があるのかなというところなのですね。現実には竹原市はこの事業がないということですが、仮にこういう事業が行われるとなった場合、今より1歩でも保育の質が、サービスが向上する場所があればそこを教えてほしいと。

そして、2つ目には、その保育の質のサービスの改善のためには、先ほどマスコミの報道のことを紹介しましたが、この条例、設置基準を変えることによって保育士の、具体的には賃金とか労働条件等々の改善の1歩でもあれば、そこを教えてほしいということです。

副委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 竹原市、もしこの事業所があればということで、保育の改善という形のお話だろうと思うのですが、竹原市の場合には今、公立あるいは私立で保育所あるいはこども園がありまして、そこで今の児童の受け入れ体制はできているという

形で、それ以外にゼロ、2歳の部分をこの小規模保育事業者、家庭的保育事業で賄っていくという形になりますので、先ほどの保育の質の部分につきましては改善というか変わりはないと、ただその連携施設ができることによって、どう言うのですかね、保育士が足りない場合にそこと連携をとって児童の保育ができるということでございますので、よろしくお願いたします。

労働条件の改善というのは、この条例の一部改正によって改善するということには直接つながらないというふうな形で思っておりますので、よろしくお願いたします。

副委員長（竹橋和彦君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一回聞きますけど、やっぱり先ほどちょっとマスコミで、たまたま昨日報道されていてあえて紹介したのは、そうしたら広島、竹原の場合は、そういう民間保育事業で待機児童を解消するという課題は直接的にはないと思うのですが、先ほど関連の分でお尋ねするのは、こういうことをやったとして、今の保護者が期待している保育の質のサービスが、もう一回そこはちょっとわかりにくかったのですね。今よりはこういうところは改善されて、保育の質、サービスが改善されるから保護者の方も安心できるよとかということ、さっきの説明ではちょっとわかりにくかったのでやってもらいたいのと、もう一つ、労働条件に変わりはないということですから、マスコミが報道していた課題というのが、私もやっぱり保育士の労働条件を改善しないと、これは特に大都会での待機児童の解消との結びつきがあるのでしょうかけれども、潜在的にはこれだけ保育士の資格者、働きたい人がいるのに、なぜそういったところができないのかというのは、やっぱり賃金とか労働条件とか、その課題を改善しないとどうもなりませんよということでした。ですから、竹原市で直接今日、明日関わるのがないのでしょうかけれども、やっぱりそこは大きく改善が、この条例がこういう関わるのがあるのならそこもやっぱり、もしこういう民間の保育事業やる場合でも、1歩でも改善できるよということをやったり訴えないと、そこはないと私はいけないのではないのかなということについて、ちょっと2点目で聞いておきたいと。

副委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 先ほどの家庭的保育事業者の観点で、職員の資格として保育士あるいは家庭的保育者という形で児童を保育していくような形になります。そこで、その事業者の中で、保育士が休みとか何かで足りなくなって児童を受け入れられなくなるのを防ぐために、この連携施設と連携をしながら児童を保育していくということになります。

すので、待機児童ができないような形でフォローをしていくような形になりますので、それと保育士の方も休める時には休めて、連携施設と連携をとっていけるというふうな形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

副委員長（竹橋和彦君） 松本委員。

委員（松本 進君） だから、保育士にしても連携とれば代替えで保育ができるよということでしょうから、それから食事の提供でも確かにその事業者が休みの人の代替えやるという、確保するというならそれだけ人件費が要りますよね。あとは給食の問題でも、そこで事業始めようと思ったら本来はそこで自らの事業所で給食のあれがいる、それを連携できるよということでしょうから、確かにコスト的に見ればそういう連携して代替えでやる、あと給食の配置も連携でできるという分は、民間事業者の行う場合はコスト削減ということが、どうも私はそこが強調され過ぎて、先ほど言ったような今の課題、働く保育士の労働条件の改善とか、そこには一つも貢献できないのではないのかなというのがちょっと気になるわけですよ。そこは繰り返しもう3回目ですから明確な質問、何回も聞いたのですからそこには答えてないということだけはちょっと指摘しておきたいというふうに思います。

副委員長（竹橋和彦君） 答弁いいですか。

委員（松本 進君） あとなんかあれば。なければもう。

副委員長（竹橋和彦君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） この条例案については、労働条件の改善とかそういったことを目的とした条例改正ではありませんので、労働条件の改善というのはまた別の問題だというふうに思っておりますので、連携しやすくなるということで幾らかの労働条件の改善とかということになるかもわかりませんが、そういう要は規制緩和といいますか、家庭的保育事業がよりしやすくなるような要件の緩和ということですので、そういった意味ではサービスの向上ということにはつながるかもわかりませんが、そういった趣旨での条例改正ということでございますので、よろしく願いします。

副委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はないようですので、次に参ります。

議案第52号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第52号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料の63ページをお開きください。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件に関する基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。改正の内容といたしましては、厚生労働省令の改正にあわせて放課後児童支援員の資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が相当と認めた者を新たに加えるとともに、教諭となる資格を有する者に関する基準を教育職員免許法第4条に規定するとともに、教諭となる資格を有する者に改められたものでございます。

内容といたしましては、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が相当と認めた者というものが資格の要件を緩和したものでありまして、現在、高卒者であって、2年以上児童福祉事業または放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者を資格要件の一つとしております。このため、高校を卒業していないことにより放課後児童支援員となることができない者が生じる場合があるため、資格要件を緩和するものでございます。

また、2番目の教育職員免許法第4条に規定するとともに教諭となる資格を有する者に改められたものは、資格要件を具体的に明記したものでございます。教諭となる資格を有する方につきまして、放課後児童支援員の資格者としている規定であります。教員免許更新との関係でわかりにくい規定となっていたことを踏まえて改正したものでございます。対象者の具体的な範囲について改正前後での変更はございませんが、明確に特別支援員学校の教員免許のみを有する方、あるいは臨時免許状や特別免許状を有している方、養護教諭免許を有する方についても含まれることということで、理解をしていただければということになります。

施行日は公布の日、根拠法令は児童福祉法第34条の8の2でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

副委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） この条例についても学童保育に関わる規制緩和ということかなと思うのですが、ちょっと先ほど今現行の資格が高卒で2年以上の経験ということを緩和することになるのでしょうかけれども、そこで緩和することと、あとここに市長が適当と認めた者というのがちょっとありますよね。ですから、内容は今現行が高卒で2年以上の経験がある者ということから、今度はその5年以上の経験ということにそこだけ書いてありますけれども、変わるということでしょうから、そこを市長が適当と認めるというのがありますけれども、それはどういう判断基準かなど。ただ、その現行2年が今度は5年という、その5年ということも適当で認めるということなのか、その適当と認めるという判断基準を説明していただきたいのと、これとあの何でそこを聞くかというのは今の学童保育の質といいますか、サービス提供しているところがどう変わるのかなということに関わりますので、お尋ねしておきたいということと、先ほど51号議案で聞きましたけれども、今度はこういった学童保育の支援員の働く給料がよくなるのか、そこらの改善などは直接的にこれではないと言われるのでしょうかけれども、関心が高いところなので、何かそういう改善があれば教えてほしい。

委員（高重洋介君） 一問一答ではないのですか。

副委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 5年以上の部分で市長が適当と認めた者の基準ということでございますが、放課後児童クラブの中で今、支援員さんになられている方というものは、それぞれ保育士の免許を持っておられたりとかいろいろあります。それで、補助員として児童クラブ運営をされている方の中で支援員になりたいという部分と、あとはうちの方が支援員が欲しいということで試験とか面接とかをしていくのですが、その部分で資格要件を緩和することと、今後の部分につきましては高卒というものが今まで最終的な資格要件にはなっていたのですが、それが義務教育終了後、5年間そういう児童に関わる施設で働いていた方も、そういう形で支援員になれるという形で緩和されたということとで考えていただきたいと思います。

放課後児童クラブの質は変わらないという形で考えております。それと、労働条件についても、支援員がいなければやはりそれだけ児童も受け入れられなくなってきますし、それに代わる人がそこに入って行くという形で、少し労働条件の部分については厳しくなる

とは思いますが、それがないようにうちの方も募集をしていきますし、今、現時点で竹原市の場合に支援員さんは確保しておりますし、補助員の部分も30年1月からずっと入れかわりが多いので募集はずっと続けております。

以上でございます。

副委員長（竹橋和彦君） 松本委員。

委員（松本 進君） 市が発行した今年の6月5日付けの広報ですけど、ここは放課後児童クラブの補助員という形で、支援員とはちょっと違うのでしょうかけれども、補助員のところの募集ということで見てますと、応募資格というのが書いてありますよね。ここでは教員免許または保育士を有する人、保育士と書いてますけど、あとはまたはということでは児童の育成、指導に当たる熱意のある人というので、はっきりとした明確な資格ということではないのでしょうかけれども、一つはこういった補助員でも一定の保育士を有する人とかというようなこと書いてあって、今度の規制緩和した場合のこういうサービスの質が変わらないというのが疑問に思うのですが、もう一回だけ、くどいようですがこういう現在のもを変えてもサービスには変わらない、本来よくなるということを期待しているのですが、そこがさっき市の応募資格の分では保育資格がある人、あとは熱意とかあるのですが、ここは書く必要はないのではないかなと逆に言えば思ったりもするのですが、その点どうでしょうか。

副委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 一応、募集の時に保育士資格とかいろんなものを持っておられる場合には、補助員として入っていただいても、その後支援員としてしていただける部分もありますし、また熱意のある方が入られた部分も、今5年間とか2年間とかそこで児童を見ていただいて、なおかつその中にも研修をうちの方も行っておりますし、県の方が行っておられる研修に行ってくださいある程度児童を見ていくということで、今後は今の支援員さんの欠員が出た時にその補充をしていただけるような形で、なるべく質を上げるというふうな形で考えて、今募集をしておりますのでよろしく願いいたします。

副委員長（竹橋和彦君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後に、こういう緩和するというこの分と、あてこの募集しているということですから今欠員は何人ですか。この募集するというのはどれくらい。

委員（高重洋介君） いない。

委員（松本 進君） だったら、これはいないということは募集は関係ないということでは

すか。そこ関連があれば教えてください。

副委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 現状の、通常の今の平日あるいは土日とかという部分では欠員はないのですが、今後夏休みになると児童も増えてきますし、また勤務時間が長くなりますので、そういう部分については弾力性を今持ってないような状況なので、募集はしていきながら無理のないところで勤務していただくというふうな形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

副委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、ここで自由討議を行うため暫時休憩とします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

副委員長（竹橋和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

そのほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（竹橋和彦君） ないようですので、第1回はこの程度にとどめ、第2回として6月22日金曜日10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分 散会